

「第 40 回昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

日時：令和 3 年 5 月 10 日（月）
午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分まで
場所：昭島市役所本庁舎 4 階 402・403 会議室

1 本部長挨拶

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言延長に伴う市の対策について
別紙のとおり、決定し、実施をすることとした。

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言延長に伴う市の対策について

1 市内公共施設等の休止について

- (1) 休止施設：市内の屋外・屋内の公共施設
- (2) 休止期間：令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）【予定】
※緊急事態宣言発出期間中
- (3) その他
 - ① 市役所本庁、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館及び環境コミュニケーションセンターの窓口業務は通常業務とする。
 - ② 松原町コミュニティセンターの葬祭利用は可能とする。
 - ③ 市民図書館の予約本の貸出（分館・分室・もくせい号）及びリクエストの受付は実施する。
 - ④ KOTORI ホールの既予約者には、都の緊急事態措置等の「イベントの開催制限」に沿った開催の協力を依頼する。
 - ⑤ 予約システム端末（キヨスク）及び印刷機の利用は午後7時までとする。
 - ⑥ 昭和公園立体駐車場、総合スポーツセンター駐車場、大神グラウンド・くじら運動公園駐車場及びエコパーク駐車場を期間中は閉鎖する。

2 市主催の行事（イベント等）の開催制限について

- (1) 制限期間：令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）【予定】
※緊急事態宣言発出期間中
- (2) 市主催の市民を対象とした行事（イベント等）は、原則中止又は延期とする。
- (3) 会議等この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものについては、業種別ガイドライン及び感染拡大防止対策を徹底したうえで実施する。

3 その他

- (1) 市民へ不要不急の外出自粛等要請を周知するため、防災行政無線（土、日曜日及び祝日）、青色パトロールカー及び可燃ごみ清掃車での広報等を引き続き実施する。
- (2) 緊急事態宣言発出期間中の自治会への配布物は中止する。

市町村	令和2年度												令和3年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
昭島市	7	2	3	11	17	10	10	45	104	308	61	38	88	22
多摩地域	388	122	95	706	973	714	740	1542	3306	8169	2355	1991	3037	1237

